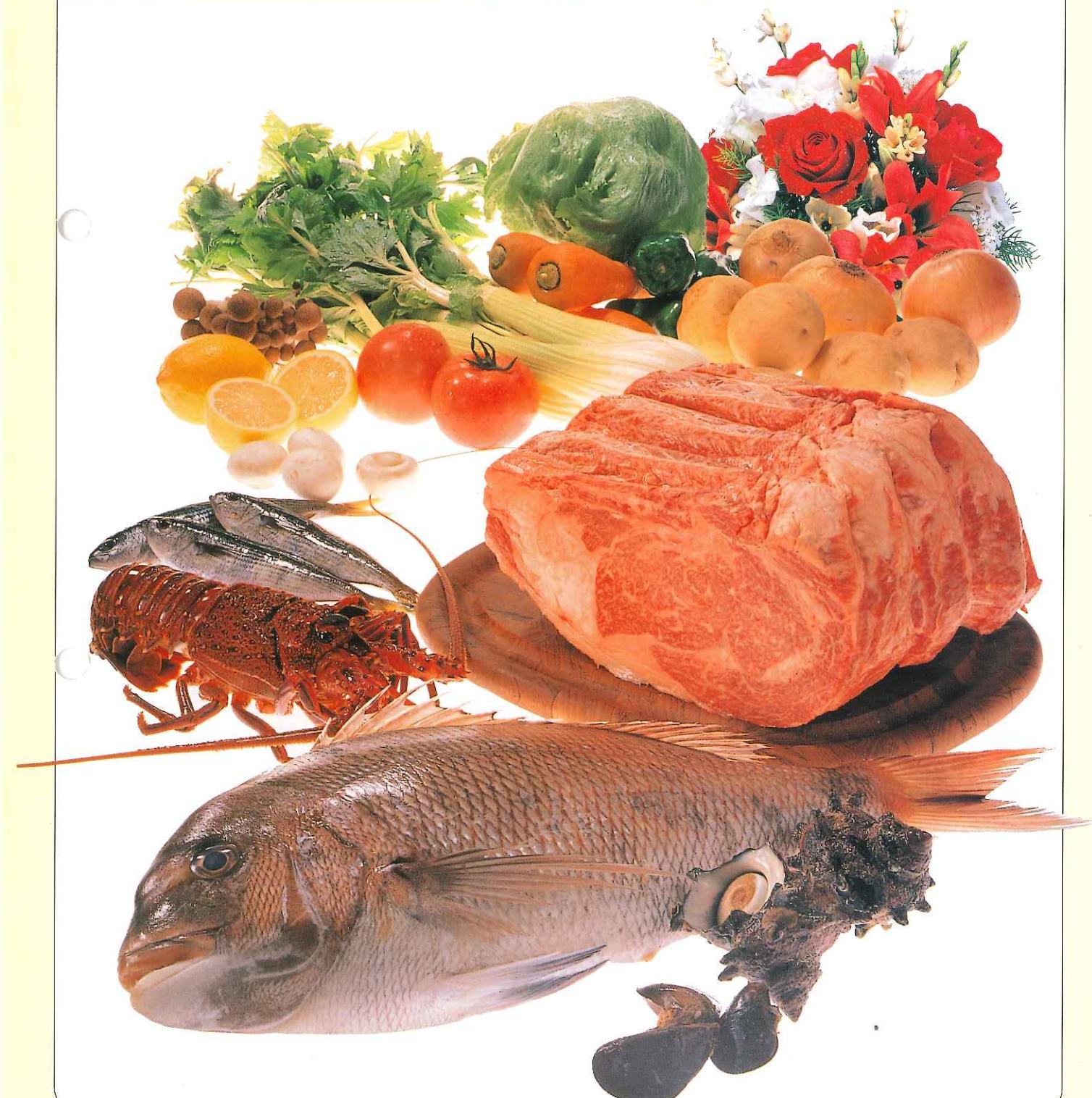


~伝えよう！運ぼう！鮮度と情報~

生鮮EDI

第4号
平成11年6月



生鮮取引電子化推進協議会

目 次

生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の平成11年度の実施計画について	1
I. 生鮮標準商品コード開発事業の進め方	2
青果物	2
花き	5
食肉	7
水産物	9
II. 生鮮EDI標準開発事業の進め方について	11
青果物	11
花き/食肉	15
水産物	17
III. その他の関連事業	18
IV. 生鮮食品等取引電子化基盤開発事業スケジュール	19
V. 推進体制図	20

生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の平成11年度の実施計画について

本事業は、平成9年度に生鮮4品目を対象に、「標準商品コード」及び「EDI標準」の開発を目的として「標準商品コード」に関する作業を先行させる形で、5カ年計画で開始され、過去2カ年で、標準商品コードについては、青果物の作業は「第一次バージョンの策定」、花き及び食肉の作業は「コード案、商品属性案の策定」まで進み、水産物の作業は「コード体系の開発」まで進んでいます。また、EDI標準に関する作業は青果、花き及び食肉については、メッセージの開発、水産物については、流通実態調査とともに取引電子化に向けた課題の整理を行っています。

平成11年度は、本事業開始3年度目で、事業実施予定期間（5年間）の中央年にあたり、これまでの成果を踏まえて、これに続く諸作業が予定されています。

去る5月13日に開催された生鮮食品等電子化基盤開発事業の幹事会で本事業全体の本年度の進め方について検討され、これを受けて引き続き、生鮮4品（青果、花き、食肉、水産）の各品目ごとの専門委員会が開催され、各品目ごとの進め方が検討され、確認されました。

本誌では、幹事会で了承された「生鮮標準商品コード開発事業の進め方」と「生鮮EDI標準開発事業の進め方」並びに「本年度のスケジュール」と「事業の推進体制図」を紹介します。

なお、各品目ごとのより詳しい「生鮮標準商品コード開発事業の進め方」及び「生鮮EDI標準開発事業の進め方」についてのより詳しい内容については事務局までご連絡下さい。

本年度の会議の開催経過

平成11年5月13日 幹事会

5月20日 専門委員会（水産）

5月20日 専門委員会（青果）

5月27日 専門委員会（花き）

5月28日 専門委員会（食肉）

I. 「生鮮標準商品コード」の開発事業の進め方について

《青果物》

今年度の目標

- ① 9月末までに青果標準商品コード（第1次バージョン）の確定を行う。
- ② 9月上旬までに利用方法・利用システムの研究を行う。
- ③ 12月末までに物流バーコード標準化の研究を行う。
- ④①～③の研究成果を来年2月末までに「標準商品コード導入・利用手引書」としてとりまとめる。

1. 青果標準商品コード（第1次バージョン）の確定

(1) 平成10年度に作成した青果品名コードの第1次バージョンの確定

①品名コードの見直しと確定

平成10年度に策定された第1次バージョンを広く公開し、9月末までに確定する。

②品位基準、大小基準の標準化研究

第1次バージョンを公開するとともに、標準化の可否と可能性を含め、改めて検討を行う。なお、第1次バージョンにおける品位基準は、出荷者単位の「品位情報の表現と取引先への連絡様式の標準化」案の作成にとどまっている。

以上の作業は9月末を目処に終了し、青果標準業務アプリケーションソフトウェアの実証試験に反映する。

(2) 生鮮JANコードの検討と策定

生鮮JANコードの下3桁について、野菜類および果実類について、平成10年度の方針に則り、青果品名コード単位でのタイプ分けの検討を行う。特に、産地におけるコンシューマパックの拡がりと小売業店頭における併売（商品属性の異なる同一品目の販売）の状況、コンシューマパック量目などについて具体的に調査する。コンシューマパックの量目については、各商品（青果品名コード単位）の主要産地における出荷状況・意向を綿密に調査し、実際に生鮮JANコードを印刷（貼付）する際に、混乱を来さぬようきめ細かい配慮が必要である。

生鮮JANコード

消費者販売単位でパック、個装された商品（コンシューマパック）へのソースマーキング用の商品コードを生鮮JANコードと呼ぶ。生鮮JANコードは、生鮮4品識別コード、青果品名コード、その他コードを合わせて13桁で印刷（貼付）する。

2. 利用方法および利用システムの研究

(1) EDIでの利用方法の研究

流通段階別、適用業務別に、青果標準商品コードを受発注等のEDIにどのように利用するかという利用方法および利用システムの研究開発を行う。

具体的には、次の点について検討する。

- ①地方固有の名称の扱い方
- ②自社コード、市場開設者コードとの関連性
- ③生鮮標準商品コードとベジフルコードとの使い分け、等

(2) 生鮮JANコードの利用方法の研究

生鮮JANコードの普及のための具体的な方法を検討する。特に、選果場など出荷段階の現況（出荷業務の流れ、選果機器など）を調査し、円滑な導入を図るための必要事項を整理・検討する。

(3) 物流システムでの利用方法および物流バーコード標準化の研究

標準商品コードは、EDIのみならず物流システムにも活用されて始めて大きな経済効果が期待される。段ボールケース等へのバーコードの表示とその自動読みとりは、青果の物流システムの合理化、効率化に大きなメリットをもたらすと考えられる。

したがって、EDIとの連動も考慮しながら物流業務の側面からの利用方法を検討するとともに、本年9月から、国際的な標準物流コード体系であるEAN-128の青果業界における利用方法を検討する。

①バーコード利用方法の整理

出荷者（生産者）から小売業者に至る流通フローの中から、物流バーコードの利用ニーズが高い業務を抽出し、選定した業務を主な対象として、受取側でのデータの利用方法（業務）とメリット、送り出し側におけるバーコードの作成方法、タイミング等を整理して実現の可能性および標準的な利用モデルを検討する。

②物流バーコードに表示すべき内容の検討

①で検討した利用モデルを念頭に、物流バーコードに表示すべきデータ項目の検討を行い、そのデータ項目とEAN-128のアプリケーション識別子の対応付けを行う。

EAN-128:

EANは、European Article Numberの略で、EAN協会とは国際コード協会のこと。

EAN-128は、JANコードやITFでは表示できない商品属性や商品管理情報など多くの項目を表示でき、また、EDIと連動して使用するのに適した国際標準のバーコードである。表示する情報項目が多い生鮮業界の物流用バーコードに適していると考えられる。

アプリケーション識別子

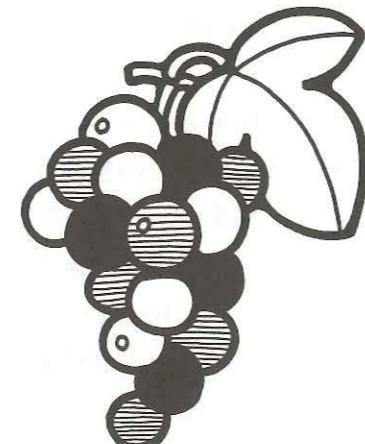
アプリケーション識別子とは、EAN-128で利用される、製造日、梱包番号等のデータフィールドの先頭に付けられる、データの種類とフォーマットを表す識別コードのこと。

3. 「標準商品コード導入・利用手引書」の作成

以上の調査研究結果を踏まえて、来年2月までに青果標準商品コードの導入・利用の手引書を作成する。この手引書によって、標準商品コードの利用のイメージをもち、円滑な導入を推進する上で大きなプラスとなる。

《手引書の構成例》

- ①標準商品コードの目的および基本的な考え方
- ②青果EDI標準メッセージにおける利用方法
- ③生鮮JANコードの利用方法（流通段階別）
- ④物流工程別のバーコード利用方法



《花き》

今年度の目標

- ①9月末までに標準商品コード（第1次バージョン・試供版）の開発を行う。
- ②11月から来年1月末までの間に実証試験を行い、2月末までにその結果を踏まえた改善事項の整理を行う。
- ③10月から12月末までに、物流バーコードの標準化の研究を行う。
- ④①～③の研究成果を来年2月末までに「標準商品コード導入・利用手引書」としてとりまとめる。

1. 標準商品コード（第1次バージョン・試供版）の開発

（1）品名コード（第1次バージョン・試供版）の確定

花束など、品種が一意に特定できない商品の品名コードの必要性について調査検討し、これらの商品の品名コードを探査し、「花き標準商品コード（第1次バージョン・試供版）」として確定する。

（2）商品属性コード（第1次バージョン・試供版）の確定

流通段階ごと、および品目、商品形態ごとの取引電子化の情報交換フローを再度精査する。想定されるフローの中で、昨年度の検討成果である商品属性コード案を整理し、商品属性コードの過不足の検討、コードの体系の再整理を行い、「花き標準商品コード（第1次バージョン・試供版）」として確定する。

なお、上記（1）および（2）の作業においては、日本花き取引コード（=本事業での品名コードとして採用）の管理機関との調整が必要である。

2. 実証試験による「試供版」の検証

11月から来年1月末までの間に花き流通業界を対象に実施される実証試験において、「試供版」を使用した標準商品コードの検証を行い、2月末までにその結果を踏まえた改良事項の整理を行う。

3. 利用方法および利用システムの研究

実証試験と並行して、本年の10月から年末までの間に、花き標準商品コードの利用方法および利用システムの研究（EDI標準の利用含む）を行う。研究は下記のような内容を中心に行う。

① EDI 標準におけるシステムの研究

花き標準商品コードを利用した EDI 標準のシステム化について研究する。

② 物流バーコードの標準化の研究

物流バーコードの利用業務と活用方法を念頭に、花き標準商品コードを利用した物流バーコードの標準化についての研究を行う。

具体的には、出荷者（生産者）から小売業者に至る流通フローの中から、物流バーコードの利用ニーズが高い業務を抽出する。昨年度までの WG における検討では、生産者から卸売業者への出荷時点における段ボールケース等への物流バーコード貼付などがニーズの高い業務として挙げられている。さらに、選定した業務を主な対象として、受取側でのデータの利用方法（業務）とメリット、送り出し側におけるバーコードの作成方法、タイミング等を整理して実現の可能性および標準的な利用モデルを検討する。

また、上記を踏まえ、業務ごとに必要となるデータ項目を検討し、これらのデータ項目と EAN-128 のアプリケーション識別子との対応付けを行う。

③ その他の利用方法の研究

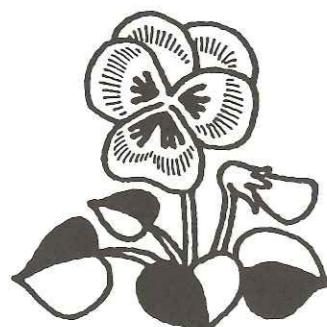
①、②に示す EDI および物流バーコードでの利用以外に、鉢物・切り花における POS システムでの利用など、さまざまな業務における花き標準商品コードの利用の可能性について検討を行う。

4. 「標準商品コード導入・利用手引書」の作成

以上の研究結果等を踏まえて、来年 2 月末までに標準商品コードの導入・利用の手引書を作成する。この手引書の狙いは青果とほぼ同様である。

《手引書の構成例》

- ① 標準商品コードの目的および基本的な考え方
- ② 品名コードと商品属性コードについて
- ③ 花き EDI 標準メッセージにおける利用方法（流通段階別）
- ④ 物流バーコードにおける利用方法について



《食肉》

今年度の目標

- ① 9月末までに標準商品コード（第1次バージョン・試供版）の開発を行う。
- ② 11月から来年1月末までの間に実証試験を行い、2月末までにその結果を踏まえた改良事項の整理を行う。
- ③ 10月から12月末までに、物流バーコードの標準化の研究を行う。
- ④ ①～③の研究成果を来年2月末までに「標準商品コード導入・利用手引書」としてとりまとめる。

1. 標準商品コード（第1次バージョン・試供版）の開発

（1）品名コード（第1次バージョン・試供版）の確定

昨年度に試作開発を行った「牛」における品名の確認を行うとともに、主要な畜種である「豚」および「鶏」における品名を検討し、9月末までに「食肉標準商品コード（第1次バージョン・試供版）」として確定する。

（2）商品属性コード（第1次バージョン・試供版）の確定

昨年度までに検討を行った「牛」を対象とした商品属性項目に加えて、主要な畜種である「豚」および「鶏」において、コード化が必要な商品属性項目の検討を行う。

また、昨年度の検討成果である商品属性コード案を再確認するとともに、「豚」および「鶏」において追加となった商品属性のコード化内容を検討し、9月末までに「商品属性コード（第1次バージョン・試供版）」として確定する。

2. 実証試験による「試供版」の検証

11月から来年1月末までの間に食肉流通業界を対象に実施される実証試験において、「試供版」を使用した標準商品コードの検証を行い、2月末までにその結果を踏まえた改善事項の整理を行う。

3. 利用方法および利用システムの研究

実証試験と並行して、本年の10月から年末までの間に、食肉標準商品コードの利用方法およびシステムの研究（EDI 標準の利用含む）を行う。特に、食肉における主要な利用方法になると考えられる物流バーコードについては、標準化の研究を行い、来年2月末までにそれらの結果をとりまとめる。研究は下記のような内容を中心に行う。

① EDI 標準におけるシステムの研究

食肉標準商品コードを利用したEDI標準のシステム化について研究する。

② 物流バーコードの標準化の研究

物流バーコードの利用業務と活用方法を念頭に、食肉標準商品コードを利用した物流バーコードの標準化についての研究を行う。

具体的には、出荷者（生産者）から小売業者に至る流通フローの中から、物流バーコードの利用ニーズが高い業務を抽出し、選定した業務を主な対象として、受取側でのデータの利用方法（業務）とメリット、送り出し側におけるバーコードの作成方法、タイミング等を整理して実現の可能性および標準的な利用モデルを検討する。

また、上記を踏まえ、業務ごとに必要となるデータ項目を検討し、これらのデータ項目とEAN-128のアプリケーション識別子との対応付けを行う。

③ その他の利用方法の研究

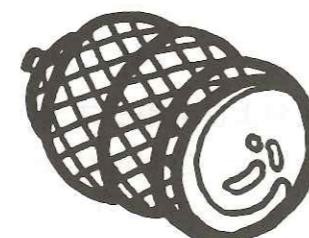
①、②に示すEDIおよび物流バーコードでの利用以外に、さまざまな業務における食肉標準商品コードの利用の可能性について検討を行う。

4. 「標準商品コード導入・利用手引書」の作成

以上の研究結果等を踏まえて、来年2月末までに標準商品コードの導入・利用の手引書を作成する。この手引書の狙いは青果とほぼ同様である。

《手引書の構成例》

- ① 標準商品コードの目的および基本的な考え方
- ② 品名コードと商品属性コードについて
- ③ 食肉EDI標準メッセージにおける利用方法（流通段階別）
- ④ 物流バーコードにおける利用方法について



《水産物》

今年度の目標

- ① 9月末までに取引電子化対象分野の絞り込みを行う。
- ② 10月から来年2月末までの間を中心に、標準商品コード体系のあり方と利用方法の研究を行い、2月末までにそれらの成果をとりまとめる。

1. 取引電子化対象分野の絞り込み

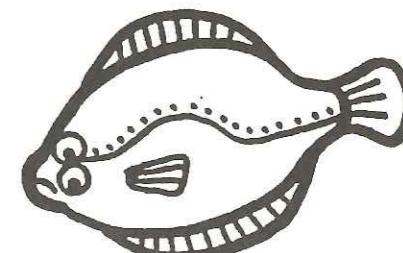
水産物の取引電子化は、全流通段階におけるすべての商品群を対象とすることが基本であるが、平成10年度の調査研究結果でも明らかになった通り、流通段階や魚種／態様によって求められる取引電子化のレベルや内容がさまざまである。したがって、品名コード／名称の設定は全商品群を対象とするものの、その他の各種商品属性コード等は、標準化にあたり、対象分野を絞り込んで検討を行う。

2. 標準商品コード体系のあり方と利用方法の研究

昨年度までに他3品で検討された標準商品コード体系のあり方を参考に、水産物における標準商品コードのあり方を検討する。具体的には、品名レベルの検討（例：魚種を品名とするか、あるいは魚種+態様を品名とするか等）を行い、品名コード／名称を開発（付番）する。また、上記対象分野を考慮した上で、次の点について整理する。

- ① 級級、階級のコード化要否の検討
- ② 原産地として必要な項目の検討（例：漁場、海域、漁協、漁港等）、形状、漁法、態様として登録すべき項目の検討
- ③ その他EDIに必要な属性項目の検討（例：時期、輸送方法、性別、加工方法、部位、等）

また、上記項目の対象分野の絞り込みをもとに、利用方法の研究も併せて行う。



【参考】生鮮標準商品コード体系（平成10年度報告書より）

表 生鮮標準商品コード体系

生鮮標準商品コード		
	標準品名コード (他生鮮品等との識別を必要としない 業界内利用の場合)	(他生鮮品等との識別を要する利用の場合)
青果	野菜 3□□□□ 果物 4□□□□ ベジフルコード(5桁)を基本	49223□□□□000 C/D 49224□□□□000 C/D
花き	□□□□□ 日本花き取引コード(5桁)	49221 □□□□□00 C/D
食肉	枝肉・部分肉 □ □□□□ 畜種(1桁)+部位(4桁) 精肉 □ □□□□ △△ 畜種(1桁)+部位(4桁)+精肉(2桁)	49228 □ □□□□ 00 C/D 49228 □ □□□□ △△ C/D
水産物	□□□□□ 魚種4,000程度(4~5桁)	49226 □□□□□00 C/D

※上5桁目：2, 5, 7, 9はリザーブ

なお、C/Dはチェック・デジットといい、スキヤナードによる読み取り誤りを防ぐための数値である。一定の計算式で算出される（JIS規格）。

※利用に際しての補足

- 基本的に標準品名コードのみを利用して情報交換を行うことが可能。
- 上記表中の「0」(ゼロ)は、固定とする。

ただし、消費者販売単位でパック、個装された商品（コンシューマパック）へのソースマーキングに使用する場合はこの限りではない。

注：なお水産物の品名等は、今後の検討課題である。

II. 「生鮮EDI標準」の開発事業の進め方について

《青果物》

今年度の目標

- ①8月半ばまでに青果EDI標準メッセージ（第1次バージョン）の確定を行う。
- ②9月末までにロケーションコード体系の確定を行う。
- ③10月半ばまでに業務モデルの作成とサブセットメッセージの開発を行う。
- ④来年2月末までにEDI取引の業務運用規約及び取引基本契約の研究を行う。
- ⑤①～④の研究成果を来年2月末までに「EDI標準導入・運用マニュアル」としてとりまとめること。

1. 青果EDI標準メッセージ（第1次バージョン）の確定

（1）第1次バージョン（試供版）の改良事項の検討と反映

現在、2つのグループから提案されている改良事項について、青果専門委員会及びワーキンググループでその採否を検討し、データ項目の追加や階層構造の変更等を行う。

①青果取引電子化実証試験参加企業からの提案

昨年度、6企業グループが参加して実施された青果取引電子化実証試験の結果提案されているもので、その概要は下記のようになっている。

- メッセージの利用方法や利用の有無等に関するもの（8件）
- 各メッセージの項目の追加、必須項目の取り扱い等に関するもの（88件）
- ネットワーク、管理方法、運用規約・契約、普及方法等に関するもの（16件）
- トランスレータとの整合性に関するもの（3件）
- その他、システム開発上発生した問題点（18件）

②青果業界の標準アプリケーションソフトウェア開発事業からの提案

平成10年度の第3次補正予算事業である「生鮮食品取引電子化対応システム整備事業」で青果業界を対象に開発が進められている標準業務アプリケーションソフトウェア開発事業の検討委員会やワーキンググループから出されている提案は、下記のような内容となっている。

- A. 出荷者からの「出荷予定情報」を仲卸業者等に公開する情報として「入荷予定情報(仮)」を定義する。フォーマットは「入荷確定情報」のそれと同様とする。
- B. 予約相対取引結果を出荷者側に通知する情報として「予約相対契約情報(仮)」を定義する。フォーマットは「分荷決定情報」のそれと同様とする。
- C. その他、各メッセージ項目の追加、変更等の要望——現時点で3件(5月中確定)

(2) EDI FACTへのマッピング

(1) で追加・変更された内容は、順次EDI FACTへのマッピング作業を行い、第1次バージョンとして確定する。この作業は7月末を目処に終了し、青果標準業務アプリケーションソフトウェアの開発と実証試験に反映する。

2. ロケーションコード体系の確定

EDIメッセージで普遍的に使用されるロケーションコード(企業・事業所コード)の標準化については、昨年度の青果取引電子化実証試験において、「標準ロケーションナンバー(13桁)」の使用を原則としつつも、青果業界の既存コード(農協コードや卸売業者コード等)を取り入れた「生鮮業界暫定利用型コード」を併用した。

その結果、「生鮮業界暫定利用型コード」を使用した参加企業から以下のような課題が提起されている。これらの課題を含めて今後の方向性を9月末までに確定し、青果標準業務アプリケーションソフトウェアの開発と実証試験に反映する必要がある。

(1) コード管理者が不明(A社)

仲卸業者コードに使用する「市場コード(4桁)」の管理主体が不明であったため、(社)全国中央市場青果卸売協会で使用および管理している「卸売業者コード(6桁)」を用いて設定した。

(2) 買参人コードの桁数オーバー(B社)

B社が実証試験を行った卸売市場の買参人番号は4桁のため、「仲卸業者(及び買参人)のロケーションコードを3桁で収める」とのルールからはずれた形で運用した。

参考：ロケーションコードの体系

標準ロケーションナンバー

<u>4</u> <u>9</u>	<u>C</u> <u>1</u> <u>C</u> <u>2</u> <u>C</u> <u>3</u> <u>C</u> <u>4</u> <u>C</u> <u>5</u> <u>C</u> <u>6</u> <u>C</u> <u>7</u>	<u>L</u> <u>1</u> <u>L</u> <u>2</u> <u>L</u> <u>3</u>	<u>C/D</u>
国コード	共通企業コード	事業所コード	チェックデジット

生鮮業界暫定利用型コード

<u>4</u> <u>9</u> <u>8</u> <u>8</u>	<u>N</u> <u>1</u> <u>N</u> <u>2</u>	<u>X</u> <u>1</u> <u>X</u> <u>2</u> <u>X</u> <u>3</u> <u>X</u> <u>4</u> <u>X</u> <u>5</u> <u>X</u> <u>6</u> <u>X</u> <u>7</u>
固定	組織識別コード	企業・事業所コード

3. 業務モデルの作成とサブセットメッセージの開発

(1) 目的

標準メッセージは取引段階毎に様々な利用の仕方を想定して、最大公約数的に数多くのデータ項目で構成されているが、昨年度の実証試験を見ても実際の取引ではその何分の一かのデータ項目で済むのが実情である。実際に必要なデータ項目は各企業で必ずしも同じではないが、同じような取引形態や運用ルールを想定することによって、ある程度汎用的なデータ項目によるセットを作ることができる。このことによって、EDI取引開設時の当事者間の調整(使用メッセージ/使用項目の選択、当事者間設定項目の設定等)やマッピング作業の軽減を図ることができる。このことが、EDI普及の大きなカギとなると思われる。

(2) 業務モデル作成のポイント

前述の「生鮮食品取引電子化対応システム整備事業」において、青果標準EDIメッセージを利用した新しい業務システムに関するプロセスフローが作成されている。この研究と歩調を合わせながら、本事業において青果業界の標準的な業務モデルの作成に取り組む必要がある。

(3) サブセットメッセージのイメージ

メッセージのデータ項目の中から、対象とする業種・業態や取引業務モデルに必要なデータ項目に絞り込むことをメッセージの“サブセット化”という。

例えば、「請求情報」を利用する場合、商品明細ごとに請求金額を記した請求明細を扱う形態と、取引ごとに集計した請求金額を記した請求を扱う形態がある。このように、同じメッセージでも業種・業態によってメッセージの項目やフォーマット(構造)自体の違いが生じる場合がある。このように対象とする業種・業態別にメッセージの項目やフォーマット(構造)の汎用的なモデルを設定し、導入の際に利用しやすくなることを想定している。

4. EDI取引のための業務運用規約及び取引基本契約の研究

EDI標準メッセージを使った電子取引を円滑に行うためには、従来、人が介在して行ってきた取引情報交換とは違った取引の条件、例えば、運用時間帯や障害対策、費用負担等について、取引双方が事前に詳細に取り決めておく必要がある。その内容は大きく分けて「運用規約」と「取引契約」の2種類があり、本事業でもEDI標準規約の第3層、第4層に位置づけている。

これらの規約や契約の研究結果を来年2月末までにとりまとめ、「EDI標準導入・運用マニュアル」に反映する必要がある。

以下に一般の流通業界で研究された取決め事項の一例を示す。

＜運用規約＞

- ・交換するデータ項目の内容
- ・伝送の方法（通信回線、通信手順等）
- ・運用日と運用時間帯
- ・データの書き込み終了時刻と読み出し開始時刻
- ・受発信時刻と回数

＜取引契約＞

- ・適用範囲／用語の定義／取引関係情報の伝達
- ・安全対策／障害対策／不可抗力
- ・損失負担
- ・取引関係情報の保存

5. 「EDI標準導入・運用マニュアル」の作成

以上の研究結果等を踏まえて、来年2月末までに青果標準EDIの導入・運用の手引書を作成する。この手引書によって、EDIの初期導入時の利用者の負担軽減を図り、かつスムーズな導入が行えることにつながり、EDIの普及推進を図る上で大きなプラスとなる。一方でEDIのノウハウが少ない利用者にとっては初期導入の煩雑さが導入の大きなネックになりやすい。

以下にこの導入・運用マニュアルの構成例を示す。

- ①取引電子化の目的
- ②導入の手順
- ③取引先との決め事項（運用ルール、使用するデータ項目、区分の設定等）
- ④メッセージ利用方法／メッセージのデータ項目の具体的な利用方法、設定方法等
- ⑤運用にあたっての留意事項

《花き／食肉》

今年度の目標

- ①9月末までにEDI標準メッセージ（第1次バージョン・試供版）の開発及びロケーションコード体系の確定を行う。
- ②11月から来年1月末までの間に実証試験を行い、2月末までにその結果を踏まえた改善事項の整理を行う。
- ③10月から年末までの間にEDI標準メッセージの利用方法・利用システムの研究を行い、来年2月末までにそれらの結果をとりまとめる。
- ④①～③の研究成果を来年2月末までに「EDI標準導入・運用マニュアル」としてとりまとめる。

1. EDI標準メッセージ（第1次バージョン・試供版）の開発

（1）開発対象メッセージの選定

昨年度試作開発したメッセージに加えて、当面必要なメッセージを選定する。現段階までに事務局で委員にヒアリングした結果、下記のようなメッセージの追加希望が上がっている。

品目	昨年度試作開発したメッセージ		本年度追加開発するメッセージ候補	
	メッセージ名称	取引段階	メッセージ名称	取引段階
花き	出荷予定情報	出荷者→卸売業者等→仲卸業者等→小売業者	出荷確定情報／入荷確定情報	出荷者→卸売業者等→仲卸業者等→小売業者
	発注情報	小売業者→仲卸業者等→卸売業者等	納品情報	仲卸業者等→小売業者
	集荷依頼情報	出荷者／卸売業者→運送事業者	仕切情報	卸売業者等→出荷者
食肉	発注情報	小売業者→仲卸業者／卸売会社→卸売業者／産地食肉センター	受領情報	小売業者→仲卸業者／卸売会社
	納品情報	卸売業者／産地食肉センター→仲卸業者→卸売会社→小売業者	仕切情報	卸売業者／産地食肉センター→出荷者
	出荷報告情報	冷蔵倉庫事業者→寄託者	出切重量報告情報または在庫報告情報	冷蔵倉庫事業者→寄託者

(2) データ項目の整理

昨年度の試作開発で行った手順と同様、今年度の新規開発メッセージについて必要なデータ項目の整理を行う。この作業は主にワーキンググループで7月末完了を目標に行う。

(3) EDI FACTとのマッピング

(2)で整理されたデータ項目をEDI FACTのセグメント／エレメント／データ値にマッピングする。この作業はトランスレータメーカーの協力を得ながら事務局で9月末完了を目指し、「EDI標準メッセージの第1次バージョン・試供版」として、花きと食肉で予定されている実証試験参加企業に提供する。

(4) ロケーションコード体系の確定

上記作業と並行して、青果で検討されたロケーションコード体系の方針を参考に花きと食肉におけるロケーションコード体系の方針を主にワーキンググループの検討によって9月末までに確定し、試供版に記す。

2. 実証試験による「試供版」の検証

11月から来年1月末までの間に花きと食肉の流通業界を対象に実施される実証試験において、「試供版」を使用したEDI標準メッセージの検証を行い、2月末までにその結果を踏まえた改良事項の整理を行う。

3. 標準メッセージの利用方法・利用システムの研究

実証試験と並行して本年の10月から年末までの間にEDI標準メッセージの利用方法・利用システムの研究を行い、来年2月末までにそれらの結果をとりまとめる。

研究は下記のような内容を中心に行う。

- ①EDI標準メッセージを利用したEDI化に伴う新しい業務システムに関するプロセスフローの研究
- ②EDI導入による期待効果の研究、等

4. 「EDI標準導入・運用マニュアル」の作成

以上の研究結果等を踏まえて、来年2月末までに標準EDIの導入・運用の手引書を作成する。この手引書の狙いは青果とほぼ同様だが、花きと食肉では下記のようなより入門編的な内容が中心となる。

- ①取引電子化の目的
- ②EDI化に伴う新しい業務システムイメージ
- ③導入の手引き
- ④取引電子化計画作成の手順
- ⑤メッセージ利用方法

《水産物》

今年度の目標

- ①9月末までに取引電子化対象分野の絞り込みを行う。
- ②10月から来年2月末までの間を中心にEDI標準メッセージのあり方と利用方法の研究を行い、2月末までにそれらの成果をとりまとめる。

1. 取引電子化対象分野の絞り込み

水産物の取引電子化は、全流通段階におけるすべての商品群を対象とするのが基本ではあるが、調査・研究結果でも明らかになった通り、流通段階や魚種／態様によって求められる取引電子化のレベルや内容が様々である。

したがって、今回の取引電子化基盤整備に当たって、まず、その導入可能性や導入効果が高いと思われる取引分野をある程度絞り込む研究を行う必要がある。

2. 標準メッセージのあり方と利用方法の研究

上記の1.で検討された取引段階や対象魚種、業務の中から、取引電子化の優先度が高いと思われる取引情報について、その標準メッセージのあり方や利用方法について検討を行う必要がある。

なお、平成10年度の調査研究では、下記の取引段階／取引情報において取引電子化の効果が高いという可能性を導き出している。

(1) 産地出荷業者－消費地卸売業者間

- ①仕切書と送り状のマッチング（出荷業者）
- ②伝票フォーマットの統一（仕切書：出荷業者、送り状：卸売業者）

(2) 消費地卸売業者－仲卸業者間

- ①入荷確定情報のタイムリーな入手と提供（仲卸業者）
- ②卸販売データのオンラインによる入手（仲卸業者）

(3) 仲卸業者－小売業間

- ①不定貫商品の納品情報の事前通知（小売業）
- ②発注情報のEDI化（仲卸業者）

III. その他の関連事業

この他、本年度の関連事業及び検討事項として次の項目が了承されました。

1 生鮮食品等流通ワークフロー・マネジメント手法開発事業

前年度と同様に、間接補助事業として実施するものとする。

2 啓発・普及事業

今年度からの新規事業である生鮮流通情報化普及促進事業を中心に、生鮮取引電子化推進協議会の活動とも連携しつつ、生鮮食品等の取引電子化に関する啓発・普及活動を行うものとし、本事業においても、必要に応じ、啓発資料の作成・配布等を行うものとする。

3 生鮮標準商品コード及び生鮮EDI標準の維持・管理体制の検討

生鮮標準商品コード及び生鮮EDI標準の普及、定着のためには、これを維持・管理する体制を整備することが不可欠であるので、本事業の成果の具体化を背景に、既存のコード管理機関等との関係を考慮しつつ、生鮮標準商品コード及び生鮮EDI標準の維持・管理体制の検討を行うものとする。

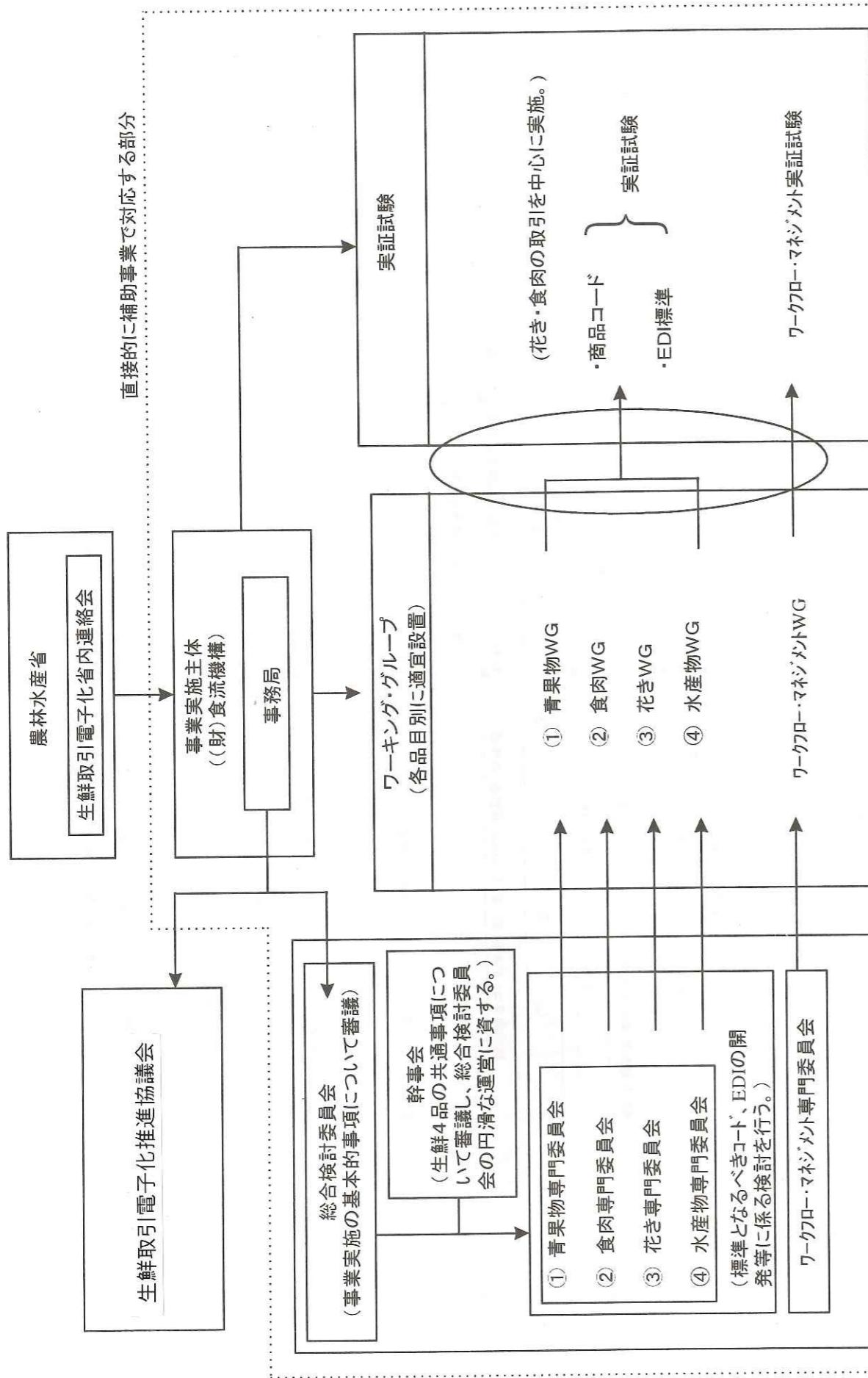
また、生鮮標準商品コードの維持・管理方法を検討する際には、生鮮品における商品関連情報提供・利用システムのあり方についても検討するものとする。



IV. 平成11年度 生鮮食品等取引電子化基盤開発事業ヘケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合検討委員会					O						O
幹事会	O				O						O
専門委員会	O			O	O				O	O	
標準商品コード											
EDI標準											
W G	①	②	③	④	⑤						
標準商品コード											
花き											
EDI標準											
W G	①	②	③	④	⑤						
標準商品コード											
食肉											
EDI標準											
W G	①	②	③	④	⑤						
標準商品コード											
水産物											
W G	①	②	③	④	⑤						
実証試験 (対象:花き、食肉)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

V. 平成11年度生鮮食品等取引電子化基盤開発事業推進体制図



青果標準商品コードについてのご意見のお願い

EDIの開発事業が先行している青果については、平成10年度事業として標準コードブックが報告されました。このため、青果関係の会員の皆様にはこの商品コードが十分であるかどうか等、ご意見をいただきたく、別途、調査表を同封しますので、用紙にご記入の上、同封の返信用封筒にて郵送下さるようお願い申し上げます。

編集後記

- 新年度になってEDI開発事業関係の農林水産省の担当官、食流機構の担当部長、当推進協議会の事務局長の大幅異動がありましたので、会報の内容がなかなか固まらず、発行が遅れてお詫び申し上げます。
- 内容についても、こなれていない面もありますが、会員の皆様に年度のスケジュールを出来るだけ早くお知らせすることが第一と考え、本年度計画の会議資料を掲載しました。
- 次号からは、事務局の体制も整いましたので、より充実した誌面にしていきたいと思います。

生鮮取引電子化推進協議会会報

第4号 平成11年6月発行

発行責任者 生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 白石吉平

印 刷 所 株式会社 稲元印刷

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3

(財) 食品流通構造改善促進機構内

TEL: 03-3255-2028

FAX: 03-3255-2050